

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律案要綱

第一 総則

一 目的

この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とすること。（第一条関係）

二 定義

1 この法律において「環境配慮等の状況」とは、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する活動及び環境への負荷を生じさせ、又は生じさせる原因となる活動の状況をいうこと。（第二条

条第一項関係）

2 この法律において「環境情報」とは、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報及び製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報をいうこと。（第二条第二項関係）

3 この法律において「環境に配慮した事業活動」とは、環境への負荷を低減すること、良好な環境を創出することその他の環境の保全に関する活動が自主的に行われる事業活動をいうこと。（第二条第三項関係）

4 この法律において「環境報告書」とは、特定事業者（特別の法律によって設立された法人であつて、その事業の運営のために必要な経費に関する国の交付金又は補助金の交付の状況等からみたその事業の国の事務等との関連性の程度、その組織の態様、その事業活動に伴う環境への負荷の程度、その事業活動の規模等を勘案して政令で定めるものをいう。以下同じ。）その他の事業者が一事業年度等におけるその事業活動に係る環境配慮等の状況（その事業活動に伴う環境への負荷の程度を示す数値を含む。）を記載した文書等をいうこと。（第二条第四項関係）

三 国等の責務

1 国は、自らの環境配慮等の状況を公表するとともに、事業者による環境情報の提供の促進、事業者

又は国民による環境情報の利用の促進その他の環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するものとする。 (第三条第一項関係)

2 地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする。 (第三条第二項関係)

3 国及び地方公共団体は、環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するに当たっては、中小企業者の事務負担等に配慮をしつつ、これを行うものとする。 (第三条第三項関係)

4 事業者は、その事業活動に関し、環境情報の提供を行うように努めるとともに、他の事業者に対し、投資等をするに当たっては、当該他の事業者の環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。 (第四条関係)

5 国民は、投資等をするに当たっては、環境情報を勘案してこれを行うように努めるものとする。 (第五条関係)

第二 国等による環境配慮等の状況の公表

一 国による環境配慮等の状況の公表

各省各庁の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況（その事務及び事業の実施による環境への負荷の程度を示す数値を含む。二において同じ。）を公表するものとする。 （第六条関係）

二 地方公共団体による環境配慮等の状況の公表

地方公共団体の長は、毎年度、当該年度の前年度におけるその所掌事務に係る環境配慮等の状況を公表するように努めるものとする。 （第七条関係）

第三 事業活動に係る環境配慮等の状況の公表

一 記載事項等

1 主務大臣は、事業活動に係る環境配慮等の状況の公表に係る慣行等を勘案して、環境報告書に記載し、又は記録すべき事項及びその記載又は記録の方法（以下「記載事項等」という。）を定めなければならないこと。 （第八条第一項関係）

2 主務大臣は、記載事項等を定めようとするときは、定めるべき記載事項等の案について、事業者、

学識経験のある者又はこれらの者の組織する協議会等の意見を聴かなければならないこと。（第八条 第二項関係）

二 環境報告書の公表等

1 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、事業年度等ごとに、環境報告書を作成し、これを公表しなければならないこと。（第九条第一項関係）

2 特定事業者は、1により環境報告書を公表するときは、記載事項等に従ってこれを作成するように努めるほか、自ら環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての評価を行うこと、他の者が行う環境報告書の審査（特定事業者の環境報告書が記載事項等に従って作成されているかどうかについての審査をいう。以下同じ。）を受けること等により、環境報告書の信頼性を高めるように努めるものとする。こと。（第九条第二項関係）

3 環境報告書の審査を行う者は、独立した立場において環境報告書の審査を行うように努めるとともに、必要な体制の整備及び従事者の資質の向上を図るよう努めるものとする。こと。（第十条関係）

4 大企業者は、環境報告書の公表その他のその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を行うように

努めるとともに、記載事項等に留意して環境報告書を作成すること等により、環境報告書その他の環境配慮等の状況に関する情報の信頼性を高めるように努めるものとする。 (第十一条第一項関係)

5 国は、中小企業者がその事業活動に係る環境配慮等の状況の公表を容易に行うことができるようにするため、その公表の方法に関する情報の提供等の措置を講ずるものとする。 (第十一条第二項関係)

第四 製品等に係る環境への負荷の低減に関する情報の提供
事業者は、その製品等が環境への負荷の低減に資するものである旨等の情報の提供を行うように努めるものとする。 (第十二条関係)

第五 環境情報の利用の促進
一 環境報告書の収集等を行う者に関する情報の提供等
国は、環境報告書の収集等を行う者に関する情報の提供等の措置を講ずるものとする。 (第十三

条第一項関係)

二 製品等の利用等に係る環境情報の利用の促進のための措置

国は、一のほか、事業者又は国民が投資、製品等の利用等をするに当たって環境情報を利用することを促進するため、技術的な助言等の措置を講ずるものとする。 (第十三条第二項関係)

第六 雑則

この法律における主務大臣等を定めること。 (第十四条関係)

第七 罰則

所要の罰則を定めること。 (第十六条関係)

第八 施行期日

この法律は、平成十七年四月一日から施行すること。 (附則第一条関係)